

排水水の測定・記録・保存義務に係る改正について

水質汚濁防止法が改正され、平成23年4月1日から施行されました。

- ① 排水水の汚染状態の測定回数等が規定されました。
- ② 特定事業場での排水水測定結果の保存を義務付け、測定結果の未記録や虚偽の記録等に対する罰則が創設されました。

改正の概要

排水水の測定に係る改正

今回の改正により、これまで明確でなかった又は定めがなかった事業者の測定・記録・保存義務の対象となる測定項目及び測定頻度の規定が設けられました。

【排水水の測定に係る改正内容】

		現 状	改 正 後
排水水の測定	項目	・当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた項目。	・当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた項目のうち、様式第1別紙4「排水水の汚染状態」欄中に記載された項目。(※1)
	頻度	—	・年1回以上。(※2)
	時期	—	・測定しようとする排水水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に行う。
記録の保存対象		・様式第8による水質測定記録表	・様式第8による水質測定記録表に加え、計量証明書等。(※3)

※1 様式第1別紙4については、裏面を参照。

※2 旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する特定事業場からの排水水の測定について、その特殊性から、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解製鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量の測定の回数については、3年を超えない排水の期間ごとに1回以上とする。

※3 測定を事業者自らが行う場合は試料採取記録、結果計算表、測定野帳チャート類等、外部に委託する場合は計量証明書等。様式第8については、裏面を参照。



【罰則の創設】

排水水の汚染状態の測定について、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者は30万円以下の罰金が科せられます。

○ 水質汚濁防止法施行規則 様式第 1 (別紙 4)

別紙4

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号					
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

○ 水質汚濁防止法施行規則 様式第 8

様式 8 (第 9 条関係)

水 質 測 定 記 録 表

排水水の汚染状態 (特定地下浸透水の汚染状態)

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採水者	分析者	測定項目				備考
	名称	排水量 (m ³ /日)								

備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

※ 水質測定記録表について、自治体への届出の必要はありません。